

議案第78号

芽室町バイオマス等未活用エネルギー事業調査委員会設置条例制定
の件

芽室町バイオマス等未活用エネルギー事業調査委員会設置条例を次の
とおり制定しようとするものであります。

平成21年7月16日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町バイオマス等未活用エネルギー事業調査委員会設置条例

(設置)

第1条 芽室町において未活用のバイオマス資源を活用し、エネルギーの町
内循環を推進することを目的として行う、芽室町バイオマス等未活用エネ
ルギー事業調査（以下「調査」という。）実施のため、芽室町バイオマス
等未活用エネルギー事業調査委員会（以下「委員会」という。）を設置す
る。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町が行う調査に関し、必要な検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、調査が完了するまでとする。ただし、補欠によって
委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を
代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

- 4 委員長が認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 各委員の報酬及び費用弁償は、委員嘱託員等に対する報酬及び費用弁償等支給条例（昭和42年芽室町条例第17号）を準用する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政課に置く。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

説 明

芽室町バイオマス等未活用エネルギー事業調査の実施に関し、委員会を設置するための条例を制定しようとするものであります。